

第7回那須地域消防広域化協議会の協議について

平成26年9月26日開催

協議事項

協議第53号	経費負担方法について
結果	退職手当については、栃木県市町村総合事務組合へ加入する。
協議第54号	経費負担方法の一部修正について
結果	<p>経費負担方法については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通常の組合運営費の負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・平均割 20% 人口割 80% 2 広域化までに発行した地方債償還金 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の償還形態を継承する。 3 広域化後の施設整備等の費用負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・平均割 10% 人口割 90% ・庁舎等建設に伴う用地取得経費は、庁舎等建設市町の負担とする。 ・その他、特別な負担が発生した場合は、必要に応じ検討する。 4 建設中の消防本部・署の建設費用負担方法 <ul style="list-style-type: none"> ・広域化までの経費（基本設計、実施設計等）は、大田原地区広域消防組合の建設とし大田原市と那須塩原市で費用を負担しておき、広域化後に那須町を含めた3市町で庁舎建設に係るすべての経費を平均割 10%、人口割 90%で負担する。 5 那須消防署敷地土地購入に係る地方債について <ul style="list-style-type: none"> ・組合名義で購入した土地については、現在、那須町が特別負担金で償還しているが、広域化後も那須町の特別負担とする。 6 経費負担方法の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1の通常の組合運営費の負担割合については、2年毎に見直しを行うこととする。その他の負担割合については、社会経済情勢の変化等により必要が生じた場合は見直しをする。</u>
協議第55号	那須地域広域消防運営計画（案）について
結果	那須地域広域消防運営計画（案）について、別冊のとおり定める。
協議第56号	那須地区消防組合同規約（案）について
結果	継続協議とする。

※協議第54号のアンダーライン部分が修正事項